

平成26年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川村真弓

平成25年(ワ)第32951号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成26年11月20日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗  
同 見次友浩

[REDACTED]  
被 告 [REDACTED]  
主 文

- 1 被告は、原告に対し、237万1250円及びこれに対する平成26年1月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、790万2500円及びこれに対する平成26年1月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 当事者の主張

### 1 請求原因

(1) 前田 [ ] (以下「前田」という。) による詐欺

ア 原告は、平成24年2月ころ、森 [ ] (以下「森」という。) と知り合った。

イ 原告は、平成24年11月ころ、森から、前田を紹介された。

その後原告は、前田と二人で食事に行ったところ、その席で前田から「決済などのために3月まではお金が必要な人がたくさんいるから、その人にお金を貸せば高い利益が付いて返ってくる。」、「12月1日までに1口3万5000円を振り込んでくれたら、12月5日までに5万円にして返す。」、「原告には5口の枠をあげる。」、「5口できないならこの話は終わりにする。」などと告げられ、高い利益が得られるから出資するよう勧誘を受けた。

原告は、前田から話を聞いた当初は不審に思う面もあったものの、大きな利益を得られるのだろうと考え、平成24年12月1日、前田に指定された東京三菱UFJ銀行 [ ] 支店のモリ [ ] 名義の普通預金口座（口座番号 [ ] ）。以下「本件口座」という。）に5口分の17万5000円を振り込んだ。すると、平成24年12月5日、原告の口座に「モリ [ ] 」名義で25万円が振り込まれた。

ウ その後、前田は、主として携帯電話（以下「本件携帯電話」という。）のメッセージアプリケーションを利用して、原告に対して次々と同様の話を持ちかけた。原告は、実際に森から配当金名下で25万円が振り込まれたことにより、前田の言うとおりに資金を振り込めば前田の約束する高い利益が得られると信じ切るようになってしまい、別表のNo.2からNo.16のとおり、前田が持ちかけた投資話に対し、実際の振込日欄記載の日に實際

の振込額欄記載のとおり金錢を振り込んだ。

エ 前田は、平成25年2月1日、原告に対し「一時的に携帯を切ります。少し時間をください。」などと告げて連絡を絶った。森からの振込は平成24年12月25日を最後に行われておらず、それ以降は、平成25年2月4日に5万円が前田から振り込まれただけである。

原告は、前田に返金を求めようとしたが、前田とは連絡がつかなかった。また、森に相談をしたが埒があかなかつた。

オ 前田は、原告から受領した金員を、貸付けを含め何ら運用していない。

カ 具体的な事業内容も明らかではないのに、経済常識に照らして異常に高い利益が出るなどと申し向けて金錢を振り込ませ、しかもそれを他人名義の通帳と他人名義の携帯電話を使って行うというのであるから、上記出資話に実態がないことは明白であつて、この出資話が詐欺であったことは明らかである（以下、前田が行った上記詐欺を「本件詐欺」という。）。

## (2) 被告の行為の違法性及び被告の責任

ア 被告は、平成24年8月24日、ソフトバンクモバイル株式会社と契約をし、これにより取得した本件携帯電話を前田に渡した。

イ 関係の薄い自然人同士が携帯電話を、一時的なものではなく、長期間の利用を前提に貸し借りするということは、通常はありえない。また、何ら素性の知れない人間に携帯電話を貸し与えることも通常はあり得ない。

被告は、見込み顧客の紹介のために本件携帯電話を貸与した旨主張するが、その内容は不明確であり、被告の主張、説明内容によつても被告と前田との間の合意に合理性は見いだせない。しかも被告が税務調査により保険代理業務どころではない状況になつたにも関わらず本件携帯電話を回収せず、被告が主張する合意内容とは異なる目的での利用を承認するかのような対応をとる等しており、本件携帯電話に関して被告のとつた種々の対応はいずれも極めて不自然であるうえ、被告のこれらに対する説明内容は

矛盾点や不自然な点が散見される。また、合意書やメール等の形に残るものがないというのも不自然極まりない。さらに森は、前田とその周囲に関する情報を強く求める原告に対し、被告の情報をあえて隠蔽していた。

これらのことからすると、被告が本件詐欺に積極的に関与しており、前田に本件詐欺のために本件携帯電話を利用させ、その見返りとして前田ないし森から収益の分け前を得ていたことが優に推認される。

したがって、被告は、前田及び森と共に謀のうえ本件詐欺を実行したのであるから、共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。

ウ 仮に被告と前田及び森との共謀が認められないとしても、被告名義の本件携帯電話が本件詐欺において使用されていたのであるから、被告による本件携帯電話の貸与行為が本件詐欺を容易ならしめていたことは明らかであって上記貸与は帮助に該当する。

詐欺の実行者たちが自らへの追及、捜査を困難にするため、組織的詐欺商法において不可欠なインフラである電話回線について、そのレンタルを利用して調達することは公知の事実であり、これは特に携帯電話において顕著である。そのため、他人名義の携帯電話を利用しようとする者に対し、携帯電話を貸与する者は、自己名義の携帯電話が詐欺商法に利用されることを容易に認識しうる。

被告は、自らの保険代理業務のために繰り返し携帯電話を第三者に貸与していたのであるから、少なくとも自らの業務のために繰り返していた貸与によって犯罪を助長しないよう本人確認をすべき高度の注意義務を負っていた。

被告は、キャバクラで出会った素性の一切分からぬ前田に対して、何ら本人確認に関する手段を講じないまま漫然と本件携帯電話を渡しているのであるから、前田が本件携帯電話を詐欺商法等に悪用しうることは優に予見できだし、少なくとも予見すべきであった。また、被告は、前田から

本件携帯電話を個人でも使用し始めたと言われ、その目的外利用が明らかになった後も本件携帯電話を回収していない。さらに前田は、平成24年末には従前利用していた自分の携帯電話の使用をやめ、本件携帯電話をメインとして使用しているところ、被告がもともと半年から1年をめどに返却を予定しており、しかも税務調査後に返却を求めていた本件携帯電話を上記のとおり使用することは、前田が被告との間で合意された当初の目的を反故にしただけでなく、使用期間まで反故にしようとするものであるから、ますます不正利用を疑うべき客観的状況にあった。このような状況下で、前田に対して本人確認を行わないまま利用を継続させることは、国を挙げて犯罪インフラを撲滅しようとしている昨今的情勢から見れば、極めて背信的な注意義務違反である。

したがって、被告には、本件携帯電話が本件詐欺に利用されたことについて少なくとも過失が認められることは明らかであって、過失による帮助により損害賠償責任（民法719条2項）を負う。

### (3) 損害

#### ア 損害金 720万2500円

原告は、別表の実際の振込額欄記載のとおり合計720万2500円を詐取されているから、同額が原告の損害である。

なお、原告は、森から、平成24年12月5日に25万円、同月10日に55万円、同月14日に12万5000円、同月17日に6万5000円、同月20日に27万5000円、同月25日に11万5000円（以上合計138万円）を、前田から平成25年2月4日に5万円をそれぞれ受領しているが、これは詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから、損益相殺等の対象として控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されず、損害額から控除されない。

#### イ 弁護士費用相当損害金 70万円

本件のごとき詐欺商法についての紛争については、一般私人である原告が適切な訴訟追行をなすことは到底期待できず、その権利救済のためには弁護士である訴訟代理人に委任することが必要不可欠であることは明白である。

したがって、原告がその訴訟代理人に支払うべき弁護士報酬等の全額が被告の不法行為と相当因果関係を有する損害であるから、原告は損害額の1割相当を請求する。

(4) よって、原告は、被告に対し、民法719条に基づき、上記損害合計790万2500円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成26年1月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 2 請求原因に対する認否及び被告の主張

(1) 請求原因(1)の事実は知らない。

(2)ア 請求原因(2)の事実は否認し、主張は争う。

イ 被告は、平成23年ころ、被告が運営していた個人ブログをきっかけとして森と知り合った。

被告は、平成24年当時、株式会社 [REDACTED] を経営していた。

被告は、平成24年5月ないし6月ころ、株式会社 [REDACTED] で雇用していた森と上野か錦糸町のキャバクラで飲んでいた際、前田から声をかけられて一緒に飲むことになり、意気投合した。前田は、出版社や不動産会社を経営していると言っていた。

被告は、前田から富裕層の知人が多くいるという話を聞いており、前田から見込み顧客の紹介を期待した。そこで被告は、平成24年夏ころ、株式会社 [REDACTED] の業務である保険にかかる顧客の紹介を受けるため、前田との合意に基づき、被告と前田とのホットラインとして、被告が新たに契約をした本件携帯電話を株式会社 [REDACTED] の業務用に使用することを

許諾し、本件携帯電話を貸与した。

本件携帯電話を契約した当時、株式会社 [REDACTED] は既に 1、2 台ほど既契約の携帯電話があり、契約に係る審査が厳しくなっており、実際に株式会社 [REDACTED] 名義ではこれ以上審査が通らなかつたことから、やむを得ず被告名義での契約をした。

株式会社 [REDACTED] は、平成 24 年 9 月ころから平成 25 年 5 月ころまでの長期にわたつて税務調査を受け、これにより被告が多忙となり、前田と約束をしていた保険代理店ビジネスを前田と一緒に行うどころではなくなつていた。被告は、この時点ですべて本件携帯電話を回収し解約することを考えたが、前田から、個人で使い始めており電話代を負担するのでもうしばらく貸してもらいたいとの申出を受け、早期解約違約金を支払うのもつたいないと考え、前田に対し、株式会社 [REDACTED] に対する税務調査が終わつて落ち着いた頃をめどに本件携帯電話の返却を受けるか顧客紹介ビジネスの練り直しをしたい旨を伝え、本件携帯電話の貸与を継続した。

被告は、平成 25 年 2 月ころ、森を通じて、前田が本件携帯電話に迷惑電話が多くかかるため困つているとの話を聞き、本件携帯電話の番号変更手続きを行つた。しかし、前田が失踪してしまつたため、本件携帯電話を解約した。

ウ 被告が前田に本件詐欺のために本件携帯電話を利用させてその見返りとして前田ないし森から収益の分け前を得ていたなどという事実は一切ない。被告は、開成中学校、開成高校、東大法学部と進学し、行政書士として開業しており、これまで築いてきた経歴もあれば、専門的な法律知識と安定収入、5 年間の会社経営で築いてきた多くの顧客との信頼関係もある。被告には、たかだか 700 万円程度の金銭で不法行為を行つて、金銭の対価以上のリスクを負う経済的合理性はどこにもない。また、被告は法律家である以上、万が一原告代理人の主張するような詐欺を行おうと考えたとし

ても、自己名義の携帯電話を使って詐欺を行ったりはしない。被告は、携帯電話が詐欺行為に必要不可欠なインフラであることを当然認識している。積極的に自己名義の携帯電話を使用して自身を危険にさらす程無能ではない。

エ　原告は、自ら森の口座を使わせてほしいと依頼し、常識的な社会人ならば一見すれば分かる、誰が見ても異常な金利の投資話に乗って自身の財産を増やそうと企み、途中で多額の配当金なるものを受け取っているにもかかわらず、一方的に騙されたと言っている。

原告の前田に対する出資行為は、違法な金利の下に行われるヤミ金融の金主となることであり、原告はその利益を自身が受けることを目的として出資を行っていた。原告のこのような行為は公序良俗に違反する違法な行為であって、保護に値しない。

(3)ア　請求原因(3)の事実は否認ないし争う。

イ　上記のとおり、原告は、前田がヤミ金という違法行為を行うことを了承し、その違法行為で得られる利益からの対価を期待して、前田に対して違法金利にて別表のとおり金銭を貸し付けたものであるから、法的保護に値しない。

ウ　原告は、もっともらしい理由をつけて、勝手に自分の弁護士費用なるものを上乗せして請求してきているが、前田を訴えることが叶わないからといって、無関係で無実の被告を訴えて困らせればとにかく金が取れる、自身の成功報酬が多く取れると考えた原告代理人である荒井哲朗が原告を唆して、いわば無差別テロのように暴れているのが本件訴訟の実態であると推測する。原告代理人である荒井哲朗が自身の報酬を上乗せするためだけに設定されていると思われる弁護士費用相当損害金については正当性がない。

理

由

## 1 請求原因について

(1) 証拠（甲1ないし5, 7, 乙1, 2, 被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、昭和61年生まれの女性で、平成24年当時、████████でURとして勤務していた。（甲2）

被告は、昭和58年生まれの男性で、平成20年に東京大学法学部を卒業し、保険会社勤務を経て平成21年に独立し、生命保険代理店業を行う法人等を経営しているほか、平成24年1月28日に行政書士試験に合格し、行政書士の資格を有している。（甲7, 乙2, 被告本人）

イ 被告及び森は、平成24年夏ころ、キャバクラで飲んでいた際、前田から声を掛けられるかたちで前田と知り合い、その後、飲食を共にするといった交遊関係を続けていた。被告は、前田と知り合った際、お互いの携帯電話番号を交換したが、前田の住所、勤務先等の情報は聞いていない。（乙1, 2, 被告本人）

ウ 被告は、平成24年8月ころ、前田に対し、本件携帯電話を貸与した。被告は、この際にも前田から住所、勤務先等の情報は聞いていない。（甲5, 乙2, 被告本人）

エ 原告は、平成24年11月ころ、知り合いの森から前田を紹介された。原告は、前田が出版社の社長で、本を執筆していると聞いていた。（甲4）

原告は、前田から食事の誘いを受け、平成24年11月30日、前田と二人で食事に行った。その際原告は、前田から、「決済などのために3月まではお金が必要な人がたくさんいるから、その人にお金を貸せば高い利益が付いて返ってくる。」、「12月1日までに1口3万5000円を振り込んでくれたら、12月5日までに5万円にして返す。」、「原告には5口の枠をあげる。」、「5口できないならこの話は終わりにする。」などと告げられ、高い利益が得られるから出資するよう勧誘を受けた。原告

は、前田に対して投資の具体的な内容を確認したが、前田からその説明を受けることはできなかった。もっとも原告は、約1年の交友関係があり東大に通っているという森を信用しており、その森から信頼のできる先輩であるとの紹介を受けた前田のことを信用していたため、前田の投資話に出資することとした。原告は、前田から、森名義の本件口座を利用して送金をするよう言われたため、森と連絡を取り、森からメッセージアプリケーションにて本件口座に係る銀行名、支店名、口座番号、名義人に関する情報を聞いた。（甲2、4、5）

オ 原告は、電話や携帯電話のメッセージアプリケーションにて、前田から、別表の振込期限欄記載の日までに出資金欄記載の金額を本件口座に振り込めば、償還予定日欄記載の日のころに配当金欄記載の金員の返却を受けられる案件がある旨を伝えられ、別表の実際の振込日欄記載の日に、実際の振込額欄記載の金員を本件口座に振り込んだ。森は、前田に対し、原告が入金をした上記各金員を交付した。（甲1ないし5）

カ 原告は、森から平成24年12月5日に25万円、同月10日に55万円、同月14日に12万5000円、同月17日に6万5000円、同月20日に27万5000円、同月25日に11万5000円（以上合計138万円）を、前田から平成25年2月4日に5万円をそれぞれ受領した。

（甲1、3）

キ 森は、平成25年2月ころ、前田から投資がうまくいっていない旨の連絡を受けるとともに、同月中旬ころ、出資を受けた金員は必ず返すが、うるさい人たちがいるから本件携帯電話の番号を変えてほしいとの連絡を受けた。この連絡を受けた森は、被告に対して、前田が本件携帯電話の電話番号の変更を望んでいる旨を伝えた。（甲5）

ク 原告は、平成25年2月、前田から、連絡を絶つ旨の連絡を受けた。原告は、森に対して前田と連絡をとるよう依頼したところ、森からは、前田

と一度連絡が繋がったところ、前田から金を持ち逃げした後輩がおり、金がなくなったためしばらく待っていてほしいと言われたとの説明があった。原告は、森に対して、前田の関係者等を尋ねたが、森は知らない旨の回答をし、被告のことや、前田が使用していた本件携帯電話が被告名義の携帯電話であること等を告げなかった。（甲4、5）

(2) 上記認定事実のとおり、前田は、原告に対し、別表記載のとおり勧誘を行い、これに応じた原告が別表記載のとおり合計720万2500円を支払い、森を通じて同金員が前田に渡っているにもかかわらず、前田からは別表の配当金欄記載の金額には遠く及ばない143万円の支払しか行われず、平成24年2月以降は行方をくらまし、それ以降連絡がとれない状態が続いている。また、前田が原告に対して行った勧誘の際の説明内容は、何ら具体性のない内容である上、原告から投資内容を確認したにも関わらずこれを説明していない。その他に、前田が原告から受領した金員を使用して何らかの具体的な投資行為を行っていたことを認めるに足りる証拠はない。

これらのことからすれば、前田の原告に対する上記各勧誘行為は、何ら投資の実体がないにも関わらず、これがあるかのように原告を欺罔しているものと評価できるから、詐欺における欺罔行為に該当する。そして、原告は、上記欺罔行為により別紙のとおり合計720万2500円を支払っているから、同額の損失を被ったものといえる。

(3)ア 次に、被告は、前田に対して本件携帯電話を貸与している。携帯電話の利用等については、携帯電話が犯罪に悪用されているとの現状に鑑み、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的として携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律が施行されており、同法律では、携帯電話事業者（同法3条1項等）だけでなく、契約者（同法3条4項等）や貸与業者（同法10条等）に対

しても本人確認に関する義務が定められ、違反者に対しては罰則（同法19条以下）も定められている。このような携帯電話の利用等に関する法制度を踏まえ考えると、自己の契約名義の携帯電話を第三者に貸与等するにあたっては、貸与者は、携帯電話の貸与の態様に応じ、当該貸与に係る携帯電話が不正に使用されないよう一定の措置を講ずべき法的義務を負い、これに反して必要な措置を講じなかつた結果当該携帯電話が不正利用された場合には、少なくとも当該携帯電話の不正利用を過失（上記義務違反）によって帮助したものとして、共同不法行為者としての責任を負うこととなるものと解すべきである。

イ この点について被告は、前田から株式会社 [REDACTED] の業務である保険にかかる顧客の紹介を受けるため、前田に対して本件携帯電話を貸与した旨主張する。しかし、被告の主張によれば、株式会社 [REDACTED] の業務の為に本件携帯電話を第三者である前田に一定期間利用させることとなるのであるから、その内容について少なくとも双方の権利義務関係が明らかになる程度に具体化した合意を行い、これを書面化するのが通常の企業活動の在り方であり、かつ、携帯電話の利用等に関する上記法制度とも合致すると解されるところ、被告と前田との本件契約電話の貸与に係る契約関係についての契約書が作成されていないばかりか、被告の主張によてもその合意内容は曖昧なものにとどまっている。また、仮に被告が主張するような本件携帯電話の貸与に関する当初の合意が前田との間に存在していたとしても、その後、被告が合意内容であるとする株式会社 [REDACTED] の保険業務に係る顧客の紹介という業務を遂行する必要性が乏しくなり、前田が個人で本件携帯電話を利用する旨を被告に告げた後も、本件携帯電話によって連絡をとる以外には連絡方法を知らない相手である前田に対して漫然と携帯電話の使用を許諾し、その後も連絡方法の確認を行う等の対応をとっていない。これらの点についての被告本人供述に顯れた説明内容が必

ずしも合理的であるとはいはず、甲第5号証（当庁平成25年(ワ)第12853号事件における森[ ]の本人尋問調書）の内容とも整合しない部分がある上、客観的な裏付けもないことから、この点に関する被告本人の供述内容は基本的に信用できない。そして、その他に被告の主張を裏付ける的確な証拠は提出されていない。

以上のことからすると、そもそも被告と前田との間に被告が主張するような合意があったかどうかは疑わしく、本件携帯電話を前田に貸与したこと自体が前田の本件携帯電話の不正利用に対する過失による帮助と評価しうる状況である。また、仮に被告が主張するような合意があったとしても、被告の主張によっても、被告は、状況が変わったにもかかわらず本件携帯電話の貸与者として講すべき必要な措置を執らないまま前田による本件携帯電話の利用を許諾しているのであって、被告の経歴等に加え、被告自身、携帯電話が詐欺行為に必要不可欠なインフラであることを当然認識していることを併せ考慮すれば、被告の上記対応は、前田による本件携帯電話の不正利用を過失によって帮助をしたものと評価するのが相当である。

ウ なお原告は、被告が前田との間で本件詐欺についての共謀をした旨主張するが、一件記録を精査しても、被告が、前田の原告に対する本件詐欺を認識し、前田と共謀を行っていたことを認めるに足りる証拠はない。原告が主張する諸事情は、上記のとおり過失による帮助と評価することはできるものの、これを超えて被告が前田との間で本件詐欺にかかる共謀をしたことでも推認する事情であるとは評価できない。この点に関する原告の主張には理由がない。

(4)ア 他方、上記認定事実によれば、原告は、前田が行った高金利での貸付けを行う旨の投資勧誘に対し、その内容を前田に尋ねたのみで、前田から回答が得られなかったにも関わらず、紹介者である森に対する信用から安易に前田を信用して投資を行っているのであって、原告の経歴等に照らせば、

原告にも過失があったものと評価せざるを得ない。上記認定事実によって認められる本件の事情に加え一件記録から窺われる全事情を考慮すると、原告の過失は5割とするのが相当である。

また、上記認定事実のとおり、原告は、本件詐欺にかかる投資行為に関し、前田から合計143万円の給付をうけているから、これを損益相殺的に考慮すべきである。

イ この点原告は、上記143万円について、詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから損益相殺等の対象として控除することは民法708条の趣旨に反するものとして許されない旨主張する。

しかし、上記認定判断のとおり、少なくとも被告は、前田による本件詐欺について、本件携帯電話を前田に使用させるという態様で過失による帮助を行ったにすぎず、本件詐欺の当時、その事実を認識していたとは認められず、かつ、金銭授受等にも関与していない。また、被告が本件詐欺に関して何らかの経済的利益等を取得したものとも認められない（そのような事実を認定するに足りる証拠はない。）。そうすると、少なくとも本件における事情の下では、過失相殺や損益相殺的処理を行うことが民法708条の趣旨に反するものとまでは認められない。原告が主張する判例（最高裁平成19年(受)第1146号同20年6月24日第三小法廷判決・集民228号385頁）は本件と事案を異にするから本件では採用しない。

(5)ア 以上のとおり、原告は、本件詐欺により720万2500円の損害を被っているところ、原告の過失割合である5割の過失相殺を行い（360万1250円）、原告が受領した143万円を損益相殺的に調整処理した結果である217万1250円が、被告が原告に賠償すべき本件詐欺にかかる損害となる。

$$\text{計算式 } \{ 720\text{万}2500\text{円} \times (1 - 0.5) \} - 143\text{万円} = 217\text{万}1250\text{円}$$

イ また、本件における被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められる弁護士費用は、20万円が相当である。

## 2 結論

以上によれば、原告の請求は237万1250円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、訴訟費用の負担につき民事訴訟法64条、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を適用して主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官 藤 倉 徹 也

## (別 表)

No.	振込期限	出資金	償還予定日	配当金	実際の振込日	実際の振込額
1	H24.12.1	¥175,000	H24.12.5	¥250,000	H24.12.1	¥175,000
2	H24.12.7	¥190,000	H24.12.20	¥275,000		
3	H24.12.10	¥100,000	H24.12.14	¥125,000	H24.12.3	¥727,500
4	H24.12.10	¥437,500	H25.1.10	¥750,000		
5	H24.12.10	¥500,000	H24.12.10	¥550,000	H24.12.7	¥500,000
6	H24.12.10	¥390,000	H25.2.15	¥675,000		
7	H24.12.12	¥740,000	H25.1.31	¥1,150,000	H24.12.10 H24.12.11	¥1,380,000
8	H24.12.14	¥50,000	H24.12.17	¥65,000		
9	H24.12.17	¥200,000	H25.1.7	¥300,000		
10	H24.12.15頃	¥425,000	不明	不明	H24.12.15	¥425,000
11	H24.12.20	¥1,800,000	H25.3.15	¥3,000,000	H24.12.18 H24.12.21	¥1,890,000
12	H24.12.20	¥90,000	H24.12.24	¥115,000		
13	H24.12.25	¥540,000	H25.2.5	¥750,000	H24.12.22	¥540,000
14	H25.1.10	¥2,425,000	H25.2.25	¥4,250,000	H25.1.7, H25.1.8	¥1,375,000
15	H25.1.21	¥200,000	H25.3.25	¥600,000	振込せず	振込せず
16	H25.1.25	¥190,000	H25.2.20	¥480,000	H25.1.23	¥190,000
	合計	¥8,452,500		¥13,335,000		¥7,202,500

これは正本である。

平成26年12月25日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 川村真

